

改正 令和7年3月28日新人委第811号

改正 令和8年3月30日新人委第743号

新人委第17号

平成19年4月1日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会

委員長 丸山 正

運賃等の値上げ等又は通勤所要回数の変動に伴う通勤手当に係る届出の
取扱いについて

標記について下記のとおり定めたので、通知します。

記

任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、職員の勤務公署に変更が生じないときは、新潟市職員の通勤手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第33号。以下「規則」という。）第3条の規定による届出（以下「届出」という。）に代わる適宜の措置をもって、届出があったものとして取り扱うことができる。

(1) 職員が利用するものとされている交通機関等の運賃等の値上げ又は値下げ（以下「値上げ等」という。）が行われた場合で、当該値上げ等の後も引き続き当該交通機関等を利用することとなる職員について、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める月から値上げ等の後の運賃等の額を基礎として通勤手当の額を算出することとなるとき。

ア 定期券（規則第4条第1項に規定する定期券をいう。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ウに掲げるものを除く。）当該通勤手当に係る支給単位期間（条例第14条の2第8項に規定する支給単位期間をいう。）に係る最後の月の翌月

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ウに掲げるものを除く。）当該交通機関等の運賃等の値上げ等の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

ウ 規則第18条第4項各号に掲げる通勤手当当該各号に定める期間に係る最後の月

の翌月

- (2) 平均1箇月当たりの通勤所要回数の変動に伴い条例第14条の2第2項第1号に規定する運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額又は同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額に変更が生じた規則第9条第1項各号に掲げる職員が、引き続き当該変動前と同一の交通機関等を利用し、当該変動前と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合で、当該変動があった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から当該変動後の平均1箇月当たりの通勤所要回数を基礎として算出することとなるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として任命権者が認める場合(職員が利用するものとされている交通機関等と同一の交通機関等(自動車等を使用する場合にあっては、職員が利用するものとされている使用距離と同一の使用距離)を利用することとなる場合で、当該利用するものとされている交通機関等と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合に限る。)